

# 印西地区環境整備事業組合障害者活躍推進計画

## 1. 計画策定趣旨

令和元年6月の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正趣旨を踏まえ、当組合においても、障害者である職員を含む全職員が働きやすい職場環境となるよう本計画を策定するものです。

## 2. 計画策定機関

印西地区環境整備事業組合

## 3. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）  
※なお、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行う。

## 4. 周知及び公表

計画はイントラネットへの掲載により、全ての職員に対して周知するとともに、組合ホームページにて公表する。  
実施状況についても組合ホームページにて公表する。

## 5. 障害者雇用に関する課題

当組合は相当期間職員の募集・採用は行っていないこと、また、勤務する職員数が40人に満たない機関であることから、障害者の活躍を推進するための環境整備や体制整備などは特段行ってきていなかった。

## 6. 計画の目標

### ① 採用に関する目標

- 当組合では、相当期間職員の募集・採用は行っておらず、他機関からの派遣職員で対応しているが、在籍する障害者に欠員が生じた場合には、雇用障害者数が前年度を下回らないような人事体制を整えるよう努める。
- 新たな採用・派遣職員に対しては、障害者であることの申告を呼びかける。
- 職員一人ひとりが障害者の雇用の促進・活躍の推進に関し、理解を深めるよう努める。

## ② 定着に関する目標

なし

※毎年、障害者である職員の任免状況データを把握。

## 7. 取組の内容

### ① 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として庶務課長を選任する。
- 障害者である職員の相談窓口を設け、イントラネットにより周知する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

### ② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 在籍職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定について検討する。

### ③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障害者である職員からの相談、要望に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講じる。  
なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 採用又は派遣の別を問わず、以下の取扱いを行わない。
  - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

### ④ その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。